

重点的評価対象施策

- 1-(1): 地球温暖化対策
- 2: 大気環境の保全
- 3-(2): 閉鎖性水域における水環境の保全
- 4: 土壌環境の保全
- 5-(3): 一般廃棄物対策(排出抑制・再生利用・適正処理等)
- 6-(4): 国際協調による取組の推進
- 7-(5): 動物の愛護及び管理
- 3: 環境パートナーシップの形成
- 4-(2): 環境保全型産業活動の促進

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 1 - (1)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	地球温暖化対策	担当部局	地球環境局
		評価者	地球温暖化対策課長 梶原 茂元

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	1 章	地球規模の大気環境の保全
施策(節)	1 節	1 地球規模の大気環境の保全	施策(節)	1, 2 節	地球温暖化対策 他
その他関連する個別計画			京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定)		

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 >				
	京都議定書により、2008 年から 2012 年の温室効果ガスの排出量を、基準年(1990 年、代替フロン等 3 ガスについては 1995 年)比 6%削減するとともに、米国や中国、インドなどの途上国を含むすべての国が参加する実効ある枠組みが構築されるよう国際協力や経験交流に努めることにより、温室効果ガスの更なる長期的・継続的な排出削減へと導く。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	6,761,797	13,137,559	24,418,795	
	一般会計	761,747	637,459	583,157	
	特別会計	6,000,050	12,500,100	23,835,638	

施策の目標に対する総合的な評価

指標名	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H20～24 年度の平均
温室効果ガスの総排出量	万トン (CO2 換算)	13 億 5,800 (計算方法修正後)	13 億 5,500 (計算方法修正後)	(H19 年 5 月 公表予定)	11 億 6,300 (目標達成計画ベース) (森林吸収源、京都メカニズムによる削減量の控除後) (根拠: 目標達成計画)	

政府全体の温暖化対策については、京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定)に基づき、関係省庁が連携して取組を進めている。また、政府の実行計画に基づき、政府自らの事務及び事業から排出される温室効果ガスを 18 年度までに 13 年度比で 7%削減することを目標として、各省庁において計画的に取組を進めている。

環境省は、石油特別会計を活用して再生可能エネルギーの集中的な導入支援のような石油代替エネルギー・省エネルギー対策を推進し、費用効果的なエネルギー起源二酸化炭素の削減に一定の進展がみられたが、平成 16 年度の排出量は、基準年総排出量と比べて 8.0%増加しており、計画における目標のマイナス 0.5%とは、8.5%の乖離がある。特に業務・家庭部門において増加している。このままでは、京都議定書の 6%削減約束の達成は容易ではなく、計画の確実な達成に向けて施策の一層の強化など対策の加速化が必要である。

国際的には、平成 17 年 11 月から 12 月にかけてカナダ・モントリオールで開催された気候変動枠組条約第 11 回締約国会議(COP11)及び京都議定書第 1 回締約国会合(COP/MOP1)において、京都議定書の運用ルール完全な確立と CDM(クリーン開発メカニズム)などの改善、将来の行動にかかる対話のプロセスの開始等の成果が得られた。

残された課題・新たな課題

地球温暖化対策推進本部において、17 年度に講じた個々の地球温暖化対策・施策の進捗状況等を点検し、京都議定書の 6%削減の達成が可能かどうかの検証を行うこと。

特に二酸化炭素の排出量が増加している業務・家庭部門を中心とした更なる取組強化。

国際的な地球温暖化対策の実効性の確保に向け、京都議定書第 1 約束期間後の 2013 年以降における全ての国が参加する実効ある枠組みの構築。

今後の取組

個々の地球温暖化対策・施策の進捗状況等について、毎年度点検を行い、必要に応じ施策の強化を図っていく。

平成 19 年度には、京都議定書目標達成計画の定量的な評価・見直しを行い、議定書の第 1 約束期間(平成 20 年～24 年)において必要な対策・施策を平成 20 年度から講じていく。

国際的には、気候変動枠組条約の下での交渉を中心に、G8 や各国との対話等も活用して全ての国が参加する実効ある枠組みの構築に向けた取組を積極的に進めていく。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
	機構要求を図る	
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 2	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	大気環境の保全	担当部局	水・大気環境局
		評価者	総務課長 森谷 賢

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	2 章	大気環境の保全(地球規模を除く)
施策(節)	1 節	2 大気環境の保全(地球規模を除く)	施策(節)	全節	-
その他関連する個別計画		ヒートアイランド対策大綱(平成 16 年 3 月 1 日策定)			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	<p>< 施策の概要及び求める成果 ></p> <p>大気汚染・騒音・振動・悪臭に係る規制等大気環境に関する対策を講じ、環境基準の達成・維持等を図ることにより、人の健康を保護するとともに生活環境を保全する。</p>				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	<p>< 備考 ></p> <p>H17 年度の予算額の減少は、大気環境監視に係る国庫補助の廃止の影響等による。</p>
	金額(単位:千円)	3,338,780	3,148,158	2,567,949	
	一般会計	3,338,780	3,148,158	2,567,949	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

<p>全国的环境基準の達成状況については、自動車排出ガス測定局において、二酸化窒素については 89.2%、浮遊粒子状物質については 96.1%に改善し、一般環境大気測定局においては二酸化窒素の環境基準達成率が 100%となる等、各種の施策の成果が着実に現れている(数値はいずれも平成 16 年度)。</p> <p>一方で、光化学オキシダントの環境基準達成状況は極めて低い。また、中央環境審議会自動車排出ガス総合対策小委員会において自動車 NOx・PM 法に基づく施策の中間点検を実施したところ、平成 17 年 12 月の中間報告において、大都市圏を中心に、環境基準を達成しない測定局が依然として残っていると指摘を受けるなど、大気環境に係る課題は未だに残っており、その成果は十分ではない。有害大気汚染物質は優先取組物質を中心にマニュアル等に基づきモニタリングが行われているが、優先取組物質以外の測定データが少ない等不十分な点もある。</p> <p>これまで未規制であったオフロード特殊自動車については、排出ガス規制のための法整備を行うなど新たな取組を開始した。騒音、振動、悪臭に係る苦情件数がここ数年増加傾向にあることから、期待する成果が得られていない。</p> <p>ヒートアイランド対策について、新宿御苑をモデルとした調査など、同大綱に基づいた対策の推進が図られているが、地方公共団体における取組は十分とは言えない。</p>	
---	--

残された課題・新たな課題

<p>光化学オキシダントの環境基準達成を向上させる。大都市圏を中心とした大気汚染についての、流入車対策や局地汚染対策の検討。</p> <p>優先取組物質以外の有害大気汚染物質の測定データが少なく、多数の物質の測定方法が未確立。</p> <p>オフロード特殊自動車におけるメーカーが指定した燃料以外の燃料の使用規制。</p> <p>近年の騒音・振動・悪臭の苦情傾向に対応した対策の実施。</p> <p>地方公共団体等におけるヒートアイランド対策に向けた取組の促進等。</p>	
--	--

今後の取組

<p>光化学オキシダントの原因物質の一つである揮発性有機化合物の排出抑制対策を推進する(平成 18 年度から法規制を開始)。</p> <p>自動車排出ガス総合対策の在り方について、中央環境審議会で審議が行われており、その結果を踏まえ、追加施策を検討する。</p> <p>有害大気汚染物質について、測定方法の開発、モニタリングの推進に取り組む。</p> <p>オフロード特殊自動車に対する適正燃料の使用等について指針を作成し指導する。</p> <p>大気生活環境の保全に関して、最近の苦情傾向国際動向等を踏まえ、建設作業場規制をはじめとした施策のさらなる拡充を図る。</p> <p>ヒートアイランド現象の環境影響の調査等に引き続き取組むと共に、ヒートアイランド対策について、同大綱に盛り込まれた人工排熱の削減、地表面被覆の改善、都市形態の改善、ライフスタイルの改善といった各種対策のさらなる拡充を図る。</p>	
--	--

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 3 - (2)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	閉鎖性水域における水環境の保全	担当部局	水・大気環境局
		評価者	水環境課長 紀村 英俊

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ（第 3 部）			平成 17 年版環境白書における位置づけ（201 ページ以降）		
政策（章）	2 章	環境保全施策の体系	政策（章）	3 章	水環境、土壌環境、地盤環境の保全
施策（節）	1 節	3 水環境、土壌環境、地盤環境の保全	施策（節）	4 節	閉鎖性水域における水環境の保全
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 湖沼、内湾等の閉鎖性水域において、汚濁負荷の発生状況、汚濁の蓄積状況等を総合的に把握し、負荷の低減に努めることにより水質の維持・改善を図るとともに、効果的な水環境保全対策を実施する。				
	予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初
	金額(単位:千円)	391,344	477,592	406,934	
	一般会計	391,344	477,592	406,934	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

閉鎖性水域においては、水質総量規制や水質改善対策等の実施により汚濁負荷量が削減されるなど、一定の効果を収めているものの、COD(化学的酸素要求量)に係る環境基準の達成率は高い水準にあるとは言えず、その改善効果は十分ではない。

残された課題・新たな課題

閉鎖性水域の環境改善に向けたより効果的な施策の検討。

- ・湖沼については、平成 17 年度に流出水対策地区制度や湖辺の環境保護地区制度の新設等を中心とする湖沼水質保全特別措置法(以下、「湖沼法」という。)の改正(平成 18 年 4 月 1 日施行)を行ったところであり、改正湖沼法の着実な施行を図る。また、引き続き汚濁メカニズムの更なる解明を図る。
- ・海域については、水質汚濁メカニズムに関する知見等が不足しているとともに、東京湾等環境改善が必要な水域では汚濁負荷の削減が不十分である。また、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律に基づき設立された評価委員会における審議を踏まえた調査研究の充実を図る。

今後の取組

湖沼については、改正湖沼法に基づく各指定湖沼の次期湖沼水質保全計画の策定が順次予定されており(平成 18 年度には 5 湖沼)、同計画による取組を促進するため、関係省庁と連携し、更なる湖沼水質保全のための調査・検討を含めた湖沼水質保全施策の推進を図る。

水質総量規制の指定水域においては、「第 6 次水質総量規制の在り方について」(平成 17 年 5 月中央環境審議会答申)を踏まえ、第 6 次総量規制の着実な実施に向けた取組を進めるとともに、その効果を把握していく。更に閉鎖性海域の総合的な水環境改善を展開するための中長期的なビジョンの検討、水質汚濁メカニズムに関する調査研究、指定水域の水環境に関する情報発信及び普及・啓発活動を推進する。

瀬戸内海の水環境保全については、上記の取組のほか、瀬戸内海環境保全特別措置法第 3 条に基づく瀬戸内海環境保全基本計画に基づき、良好な環境保全と創出のための施策を推進すると共に、瀬戸内海の新たな環境保全のあり方について調査研究を進める。

有明海・八代海については、平成 18 年 2 月の中間取りまとめを含めた評価委員会での審議状況を踏まえて、両海域の再生に資する総合的な調査研究を関係省庁と連携して実施する。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止 機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 4	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	土壌環境の保全	担当部局	水・大気環境局
		評価者	土壌環境課長 鍋木 儀郎

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	3 章	水環境、土壌環境、地盤環境の保全
施策(節)	1 節	3 水環境、土壌環境、地盤環境の保全	施策(節)	6 節	土壌環境の安全性の確保
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 科学的な知見の集積等に伴い、土壌の汚染に係る基準の設定、見直しを進めるとともに、土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、国民の安全と安心を確保する。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 > 環境監視に係る国庫補助金を平成 16 年度限りで廃止した。
	金額(単位:千円)	2,348,332	1,950,179	853,990	
	一般会計	2,348,322	1,950,179	853,990	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

	<p>農用地の土壌の汚染防止等に関する法律、土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき着実に対策を推進し、農用地、市街地及びダイオキシン類に係る土壌汚染対策地域についての指定解除等が進み、目標達成に向け進展があった。</p> <p>国民の土壌汚染問題への不安を解消すべく、土壌汚染対策基金によるリスクコミュニケーションセミナーを開催(H16、17 実施)し、企業や自治体の各々の立場からのリスクコミュニケーションの重要性について理解を得ることができ、一定の成果を得たが、リスクコミュニケーションに関する土地所有者等の不安から低未利用となっている土地や土地流動化の阻害が残る等その成果は十分ではない。</p> <p>土壌汚染対策法制定時に附帯決議された油汚染土壌対策のガイドラインを策定して公表し、施策の進展に寄与した。</p> <p>射撃場に係る鉛汚染対策ガイドラインの検討に着手することにより、射撃場周辺住民の鉛汚染の不安解消に向けた取り組みが進展した。</p> <p>土壌汚染対策法の成立により地方公共団体の側でも条例を整備し条例に基づく調査が増えたり、土地取引や再開発等を契機に自主的な調査が増えるというような波及効果があった。これにより大都市圏を中心として土壌汚染の調査数等(調査事例 H13 年度 290 件、14 年度 652 件、15 年度 701 件)が増加した。</p> <p>土壌汚染対策技術の評価・普及を進め、一定の成果を得たが、土地所有者等からはさらなる技術開発の促進に加えて優良な事業者を選択する情報の提供が求められており、その成果は十分ではない。</p>
--	--

残された課題・新たな課題

	<p>国内外の食品中カドミウム基準見直しの動向を踏まえ要対策農用地指定要件の改正等を行う準備を進める。</p> <p>国民の安心を確保するうえで基本となるリスクコミュニケーション推進体制の整備。</p> <p>特に大都市圏で大量発生する掘削汚染土壌の適正な処理の実施の促進。</p> <p>土壌汚染対策技術開発の促進とともに、土地所有者等が安心して発注できる対策業者等の判断の目安の検討。</p> <p>油汚染対策ガイドラインのフォローアップ、及び射撃場周辺住民の不安解消。</p>
--	---

今後の取組

	<p>現在進めている要対策農用地指定要件の改正等の準備を引き続き行うとともに、効率的、経済的な農用地調査方法の検討を進める。</p> <p>現在進めている土壌試験方法の検討、対策技術等の開発促進、優良事業者の判断の目安の検討などを進めるとともに、国民が安心して生活できる国づくり、都市づくりを進めるため、リスクコミュニケーション・育成・活用の仕組みづくり、大都市圏を中心に発生する掘削汚染土壌の適正処理体制の整備などの施策を総合的に推進する。また、そのために必要な推進体制の強化を図る。</p> <p>土壌汚染対策の基本となる自然由来の土壌中重金属等の情報や、土壌環境事業に携わる事業者への情報などの整備を進める。</p> <p>油汚染対策ガイドラインのフォローアップと射撃場ガイドラインの策定を進める。</p>
--	--

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 5 - (3)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	一般廃棄物対策 (排出抑制・再生利用・適正処理等)	担当部局	廃棄物・リサイクル対策部
		評価者	廃棄物対策課長 粕谷 明博

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	4 章	廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策
施策(節)	1 節	環境問題の各分野に係る施策	施策(節)	4 節	廃棄物の適正な処理の推進
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 一般廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等の推進を図る。				
	予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初
金額(単位:千円)		111,918,017	80,633,214	63,471,251	
一般会計		111,418,017	79,633,214	62,966,251	
特別会計		500,000	1,000,000	1,505,000	

施策の目標に対する総合的な評価

<p>近年、高水準で排出される廃棄物により、最終処分場のひっ迫、ダイオキシン類の発生等、様々な問題が生じていることから、循環型社会の実現を目指し、国民、事業者、国及び地方公共団体が適切な役割分担の下で、それぞれが積極的な取り組みを図ることが必要となっている。</p> <p>そのような状況の中、施策目標の達成に向け、次のような成果が得られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の排出量は、基準年である平成 9 年度比では増加しているものの、平成 12 年度以降若干ながらも減少する傾向にあるが、その成果は十分ではない。 一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類は、平成 22 年度目標値(51g-TEQ)に向け、順調に減少している。 	
--	--

残された課題・新たな課題

循環型社会形成に向け、廃棄物の発生抑制、再使用により排出量を減らすことも視野に入れた再生利用、適正処理等に向けた各種施策の推進 一般廃棄物焼却施設からのダイオキシン類排出量の一層の削減(平成 22 年において 51g-TEQ)	
--	--

今後の取組

「循環型社会形成推進交付金制度」の活用によるダイオキシン類対策や資源・エネルギー回収のための廃棄物処理施設の整備 廃棄物処理に伴う有害化学物質対策、廃棄物適正処理、循環型社会構築技術などの研究開発の推進 一般廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、適正処理等処理事業の効率化のための支援 市町村による災害廃棄物処理に係る防災体制の整備の促進	
---	--

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 6 - (4)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	国際協調による取組の推進	担当部局	環境保健部
		評価者	環境安全課長 上家 和子

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	重点分野ごとの環境政策の展開	政策(章)	5 章	化学物質対策
施策(節)	1 節	5 化学物質対策	施策(節)	3 節	国際的動向を踏まえた取組
その他関連する個別計画			-		

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 >				
	化学物質関係の各条約(POPs 条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、PIC 条約(国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続きに関するロッテルダム条約))に関連する国内施策を推進するとともに、OECD(経済協力開発機構)、UNEP(国連環境計画)等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	317,821	313,977	355,169	
	一般会計	317,821	313,977	355,169	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

<p>平成 17 年度においては、条約等に関連する国内施策としては、POPs 条約国内実施計画の策定、POPs 国内モニタリングの推進、GHS(化学品の分類表示に関する世界調和システム)に基づく約 1,500 の化学物質の分類作業の完了等の成果があった。</p> <p>国際機関との連携については、SAICM(国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ)及び OECD 化学品プログラムにおいて、議長等の中核メンバーとして積極的に対応した。</p> <p>諸外国との国際協力については、東アジア POPs モニタリングワークショップの開催、東アジア地域における POPs モニタリングの実施等の成果があった。</p> <p>これらの成果を総合すると、目標達成に向け進展があったと評価できる。</p>	
--	--

残された課題・新たな課題

我が国の化学物質管理システムを東アジア地域のデファクトスタンダード(事実上の標準)と位置づけること。 平成 18 年 2 月に採択された SAICM に関する国内実施計画及びアジア太平洋地域実施計画の策定。 POPs 条約の対象物質の追加への対応。 国連環境計画における地球規模での有害金属汚染問題の議論に対応し、我が国を含む東アジア地域における排出・汚染の現状や長距離移動を解明すること。 GHS の導入目標年(平成 20 年)に向けた制度の普及。	
---	--

今後の取組

東アジアにおける行政官レベルの化学物質管理ネットワークを構築する。 SAICM 国内実施計画を策定する。また、アジア太平洋地域 SAICM 実施計画の策定に向け、リーダーシップを発揮する。 我が国からの POPs 条約対象物質追加の提案、国際的な有害金属対策の検討作業への貢献など、地球規模での対策の立案に貢献する。 化学品に関する表示や情報伝達のしくみの整備など、条約等に関連する国内の取組を強化する。	
---	--

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 7 - (5)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	動物の愛護及び管理	担当部局	自然環境局
		評価者	動物愛護管理室長 東海林 克彦

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	6 章	自然環境の保全と自然とのふれあいの推進
施策(節)	1 節	6 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進	施策(節)	9 節	飼養動物の愛護・管理
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	<p>< 施策の概要及び求める成果 > 自治体、動物販売業者による飼い主等への適切な指導、情報提供の確保、地域における動物の適正飼養推進のための体制作りを推進することにより国民の意識の向上を図り、動物の愛護と適正な管理を通じた人と動物との共生を図る。</p>				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 > H17 年度当初予算は、共通経費に移行した金額を除いている。
	金額(単位:千円)	52,611	73,321	43,003	
	一般会計	52,611	73,321	43,003	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

	<p>動物愛護管理の普及啓発を推進するために、普及啓発資料の配付や動物愛護週間行事の実施(ポスターデザインコンクール、シンポジウム等)、自治体職員に対する講習会の実施、獣医師等を対象としたマイクロチップ埋込み技術マニュアルの作成及び技術講習会の開催等を実施。</p> <p>また、動物愛護管理法が平成 17 年 6 月に改正され、飼い主責任の強化、動物取扱業者の届出制が登録制に強化、特定動物の全国一律の飼養許可制の導入、環境大臣による基本指針の策定等の措置が実施されることとなった。このため、同法の適切かつ着実な運用を図るため、普及啓発リーフレットを作成したほか、同法の施行に向けて必要となる基準・指針等の策定・改定のための検討を行い、動物取扱業に関する基準、特定動物(危険な動物)に関する基準等、動物の所有者明示の措置要領、家庭動物等の飼養保管基準、展示動物の飼養保管基準、犬及びねこの引取り等の措置要領の策定・改定等を実施。</p> <p>これらの実施により、都道府県等による犬及びねこの引取り数が減少の傾向を維持する等、動物取扱業者、動物飼養者等の動物愛護管理の意識が向上し、人と動物との共生という目標達成に向け進展があった。</p>
--	---

残された課題・新たな課題

	<p>ますます多様化している国民の動物の愛護及び管理に関する要望等へのきめ細かい対策が課題である。</p> <p>改正動物愛護管理法に基づき、動物の愛護及び管理に関する基本指針を定め、動物愛護管理の施策の強化に取り組むために、更なる法律等の周知及び国民への普及を強化していく。</p>
--	--

今後の取組

	<p>動物の愛護及び適正飼養の一層の普及啓発を図るとともに、官民連携して動物の愛護管理に取り組むこと、そうした取組に対する支援等を幅広く推進する。</p> <p>平成 18 年秋を目前に動物の愛護及び管理に関する基本指針を策定し、各都道府県において作成する動物愛護管理推進計画の作成指導を実施する。</p> <p>引き続き、個体識別措置の普及等の措置を実施する。</p> <p>改正動物愛護管理法の適切かつ着実な運用を図るため、各種基準の策定・改定等を行うとともに、機構・定員の拡充を図る。</p> <p>「犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置」の周知徹底、都道府県等における引取動物や収容動物の譲渡及び返還の促進のためのデータベース・ネットワークシステムの一層の活用等により、犬ねこの引取り数や殺処分数の減少を図る。</p>
--	---

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 3	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	環境パートナーシップの形成	担当部局	総合環境政策局
		評価者	民間活動支援室長 瀧口 直樹

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力にかかる施策
施策(節)	3 節	2 各主体の自主的積極的行動の促進に係る施策	施策(節)	2 節	環境教育・環境学習の推進及び環境保全活動の促進
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	<p>< 施策の概要及び求める成果 ></p> <p>国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国などの各主体が、環境保全に関してそれぞれの立場に応じた公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。</p>				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	222,486	278,905	271,819	
	一般会計	222,486	278,905	271,819	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

地球環境パートナーシッププラザ(以下、プラザという) / 地方環境パートナーシップオフィス(以下、地方 EPO という)では、パートナーシップ促進に関する様々な支援策を実施してきた。その結果、パートナーシップについての理解が各主体に広がり、また、地方 EPO の設置により、地域でのパートナーシップ促進の取組を展開できるようになってきている。地方公共団体において NPO や市民との協働での取組は進んできているが、行政の側の職員が依然こうした手法に不慣れであることや、事業実施・評価の制度もパートナーシップの観点から十分整備されていない。環境政策作りへの民間の参画については、環境政策提言プロセスの中で提言実現のための実証調査を実施するなど、その効果的な実現を図る動きが出てきているが、民の側の高質な政策提言能力の向上には十分取り組めていない。プラザでは、環境報告書などの収集・整理・情報提供により企業と NPO、市民とのコミュニケーションの支援を行ってきたが、企業と NPO、市民とのパートナーシップ支援の在り方についての検討・分析、情報発信は十分できていない。国際的視点、特にアジア太平洋地域でのパートナーシップの在り方についての取組には十分手が着いていない。タウンミーティングや MOE メール等により、環境省の政策に関する国民への説明、国民との対話が推進された。

残された課題・新たな課題

行政において、パートナーシップでの取組を進める人づくり、制度作りを進める。
 企業と NGO、市民との間のパートナーシップづくりの促進のための取組を進める。
 NPO 等の政策提言能力の向上を図る。
 地域にあったパートナーシップの促進を図る。
 アジア太平洋地域での環境を巡るパートナーシップについて、課題を整理し、方向性を明らかにする。
 タウンミーティングや MOE メールへの参加主体の多様化。

今後の取組

パートナーシップによる取組について、分野を絞って人づくり、制度作りの基盤となる情報・考え方の発信を進める。
 CSR について、企業と NPO、市民とのパートナーシップに焦点を当て、望ましい姿を示す。
 政策提言能力向上を図るため、セミナーなどを実施し、地方 EPO、官民パートナーシップでの政策作りを促進する。
 四国と九州の地方 EPO の整備を推進するとともにこれを活用し、地域でのパートナーシップづくりの促進を図る。
 国連大学や UNEP 等との協力により、アジア太平洋地域でのパートナーシップ促進のための研究事業を実施する。
 より多様な主体によるタウンミーティングや MOE メールへの参加と双方向性の促進を図る。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 4 - (2)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	環境保全型産業活動の促進	担当部局	総合環境政策局
		評価者	環境経済課長 鎌形 浩史

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	3 節	1 各主体の取組	施策(節)	3 節	社会経済のグリーン化の推進に向けた取組
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 >				
	環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	198,672	200,006	131,087	
	一般会計	98,672	100,006	81,087	
	特別会計	100,000	100,000	50,000	

施策の目標に対する総合的な評価

グリーン購入法の対象品目等について、13 品目の追加及び 68 箇所の既存品目の基準の見直しを実施した。環境ビジネスについては、鉄道業界や化学業界など産業界の経営者と環境大臣との懇談会を開催し、意見交換を行った。また、平成 16 年度現在の我が国の環境ビジネスの市場規模及び雇用規模の推計調査を実施した。さらに、第 5 回日中韓環境産業円卓会議において、各国の中小企業が環境配慮の推進が重要であるという合意がなされた。その他、ISO 等の国際会議に参加し、環境配慮手法の国際動向について情報収集を図った。以上のことから、目標達成に向け進展があった。

残された課題・新たな課題

環境に配慮した製品・サービスの普及促進について、より効果的なグリーン購入のための特定調達品目及びその判断の基準を見直す。地方公共団体、特に町村における取組を促進するための簡易なガイドライン等を作成する。また、国際的なグリーン購入の推進を図る。平成 16 年度「環境にやさしい企業行動調査」によると、消費者やユーザの関心がまだ低いこと、各産業分類ごとの市場規模が分からないこと、関連する情報が十分に入手できないこと、等が環境ビジネスの課題。また、第 5 回日中韓環境産業円卓会議において、中小企業の環境マネジメントが、サプライチェーンを通じ国境を越えて要求されてきているにもかかわらず、その施策等には三カ国間で多くの隔りがある、と確認された。

今後の取組

環境に配慮した製品・サービスの普及促進について、国等の公的機関による取組を質と量の両面から拡充し、市場に与えるインセンティブをより大きなものとしていくために、市場において大きな位置を占める国等による取組を拡大する。また、地方自治体向けのガイドラインを作成し、モデル事業を実施することにより、地方公共団体への取組の促進を図る。さらには、日中韓円卓会議で提案されている環境ラベルの調和化の検討を踏まえ、各国のグリーン購入の基準の調査を行うとともに、世界的なグリーン購入を推進するために、基準の調和化のための課題の整理・検討を行う。環境ビジネスの市場規模及び雇用規模について引き続き調査し、環境ビジネス振興のための具体的施策について検討していく。また、日中韓環境産業円卓会議において、大企業における取引先中小企業に対する環境マネジメントについて引き続き議論を続けるとともに、三カ国の状況を踏まえ、中小企業のための環境マネジメントのあり方について検討する。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	